

# 港北区太尾町の住居表示実施 について

横浜市では、住所を分かりやすくするため、平成19年秋から太尾町で住居表示の実施を予定しています。

お住まいの方には地元説明会や「横浜市からのお知らせ」でお知らせしてきましたが、平成19年1月9日に開催された「太尾町住居表示検討委員会」で新しい町の名前、町の区域の案が最終決定されました。

【新しい町の名前、町の区域の案は、裏の地図を参考にしてください。】

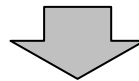
## ☆ 実施の予定は

平成19年 秋 大倉山一丁目、大倉山二丁目、大倉山三丁目  
平成20年 秋 大倉山四丁目、大倉山五丁目  
平成21年 秋 大倉山六丁目、大倉山七丁目 を予定しています。

## ☆ 住所の表示は

現在の住所の表示

横浜市港北区太尾町〇〇〇番地〇〇



住居表示実施後は

横浜市港北区大倉山△丁目〇〇番〇〇号

新しい住所は、「街区番号(番)」と、建物に付けた「住居番号(号)」を合わせて「住所」の表示とします。

住居表示の実施により、学校名や公園等の名称が変更されることはありません。

## ☆ これからの日程(予定)は

平成19年 2月 横浜市住居表示審議会へ諮問  
・日時：平成19年2月1日(木)午後2時～  
・会場：関内駅前第二ビル、2階会議室  
・その他：傍聴者5人まで

2～3月 新町名・新町界案の公示  
公示の日の翌日から30日間に変更請求が出来ます。  
(住居表示に関する法律 第5条の2)

2月～ 大倉山一～三丁目地区の住居表示実施のための調査をいたします。  
5～6月 横浜市議会へ議案提出  
住居表示実施区域及び新町名・新町界について審議いただきます。

8月頃 住居表示実施の告示(大倉山一～三丁目)  
住居表示実施の日をお知らせします。

秋 新住所の通知(大倉山一～三丁目)(実施の約1か月前)  
住居表示実施(大倉山一～三丁目)

お問い合わせ先は  
横浜市 市民活力推進局 窓口サービス課 住居表示係  
TEL 045-671-2320  
FAX 045-664-5295  
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

# 太尾町の新町名・新町界(案)



凡 例	
——	新町界
.....	旧町界
大倉山一丁目	新町名
Ⓐ~Ⓓ	町界の変更区域